

平成 25 年 7 月 1 日

医療関係者 各位

一般社団法人日本ワクチン産業協会
理事長 廣内 忠雄

検定合格証紙廃止に伴う情報提供について

日頃より当協会の活動にご支援賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「薬事法施行令の一部を改正する政令」（政令第 19 号）により、国家検定における検定合格証紙が廃止され、本年 7 月 1 日から施行されることとなりました。今後は、検定合格証紙で封緘される代わりに、検定に合格した医薬品を収めた容器又は被包には、検定に合格している旨、その他の厚生労働省令で定める事項の表示を行うことになりました。

今回の検定合格証紙廃止に伴い、施行日から 2 年間（平成 27 年 6 月 30 日までの間）は経過措置が設けられているため、その間検定合格証紙で封緘されたものと新規表示品とが混在する状況が考えられますので、関係各位におかれましては十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

これら変更の内容や時期等につきましては、今後各メーカーよりお知らせ文書等の配布が予定されておりますので、流通取扱時に混乱が起きないようにご対応いただきたく、お願い申し上げます。

今後とも当協会の活動をご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上